

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、A 市町村役場職員から国民年金の加入及び保険料の納付を勧められ、申立期間①の保険料について、何回かに分けて役場で納付した。

また、申立期間②の保険料については、妻の分と一緒に自分が納付したと記憶しているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年度以降、申立期間②の 3 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市町村役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録において、申立人の申立期間②の保険料は納付済みとなっていることが確認できる上、申立人の妻も当該期間は納付済みとなっており、一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

2 一方、申立人は申立期間①について、「役場職員から国民年金保険料の納付を勧められ、何回かに分けて役場で納付した。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 49 年 9 月 4 日、資格取得は 40 年\*月\*日に遡<sup>そきゆう</sup>及して行われていることが確認でき、払出時点で申立期間①の大部分の期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、A 市町村役場では、「当時、役場職員は戸別訪問による納付勧奨を行って<sup>そきゆう</sup>いなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、「何回かに分けて役場で納付した記憶がある。」としているが、納付したとする時期や金額、期間等についての記憶は曖昧であり、申立期間①の期間内の昭和 48 年 11 月に結婚したその妻（結婚当時、厚生年金保険被保険者）も、「夫の国民年金保険料の納付状況については分からない。」としている。

さらに、申立期間①の保険料は、特例納付（及び過年度納付）を行うことが可能であったが、社会保険事務所又は金融機関以外では取り扱っておらず、申立人が主張する市町村役場における納付はできなかったものと推認される。

加えて、申立人が、申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私の国民年金の任意加入手続は亡夫が昭和45年1月に行い、国民年金保険料の納付も亡夫が行ってくれた。几帳面な性格の亡夫が3か月分だけ納付しなかったとは考えにくいので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人が昭和45年1月に国民年金に任意加入した以降、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除きすべて納付されており、申立人の保険料を納付していたとする夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付されており、申立人は、「申立期間当時の生活環境や経済状況に変化は無かった。」としていることから、申立期間の昭和49年10月から同年12月までの期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和20年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年6月26日まで  
昭和19年3月31日の徴用によりA株式会社B事業所に配属され、同年10月にC事業所に異動した。

その後、昭和20年4月にC事業所がD都道府県のE事業所に工場疎開し、徴兵により海軍に入隊する直前の同年6月25日まで勤務した。

しかし、B事業所での厚生年金保険加入記録はあるが、C事業所及びE事業所での加入記録が無いとされるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社B事業所に勤務したことは、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録（資格取得日は昭和19年3月31日、資格喪失日は同年10月1日）から確認できる。ところ、申立人が同社C事業所に転勤したと主張する昭和19年10月1日付けで、815人が同社B事業所から同社C事業所に転勤していることが確認できる上、申立人の同社C事業所における勤務内容に関する陳述内容は具体的かつ詳細であり、当時、同事業所に勤務していた複数の者から聴取した証言内容とも符合していることが確認できる。

また、申立人は、「A株式会社C事業所がD都道府県F市町村に工場疎開することとなり、昭和20年4月1日に工場疎開先に転勤し、徴兵され

るまでの間勤務していた。」と主張するところ、同社C事業所がD都道府県F市町村に工場疎開した事実は確認できる上、申立人が勤務していたとするE事業所における勤務内容に関する陳述内容は具体的かつ詳細であり、当時、E事業所において勤務していた複数の者から聴取した証言内容とも符合していることが確認できる。

さらに、申立人と同様にA株式会社B事業所から同社C事業所へ転勤した後に工場疎開した者のうち、証言を得ることができた者には、当該期間において、A株式会社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立人の妹は、「申立人がA株式会社に徴用され、G都道府県からD都道府県F市町村に転勤し、徴兵により海軍に入隊する途中、H都道府県I市町村の実家に立ち寄った。」と証言しているところ、申立人に係る軍歴証明により、申立人が昭和20年7月1日に海軍に召集されることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社に徴用された昭和19年3月31日から、徴兵される直前の20年6月25日までの間、同社に継続して勤務し（昭和19年10月1日に同社B事業所から同社C事業所に転勤、20年4月1日に同社C事業所が工場疎開したE事業所に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる、申立人と同世代の者に係る昭和19年10月の標準報酬月額の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は、既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の資料は保存されておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年11月から9年9月までは41万円、9年10月は44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月30日まで  
私は、A株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。平成7年11月から9年10月までの厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっているが、実際にもらっていた給料と違うので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円とされている。

しかしながら、申立人の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から9年9月までは41万円、9年10月は44万円とされていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年11月30日）の後の平成9年12月5日付けで、7年11月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人を含む99人について、遡<sup>そきゅう</sup>及した標準報酬月額の引下げが平成9年12月5日に行われていることが確認でき、申立期間当時のA株式会社の役員（取締役）は、「当時の取締役経理部長が他の役員に相談することなく、標準報酬月額の減額手続を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年11月から9年10月までの標準報酬月額を20万円とする訂正処理を9年12月5日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、7年11月から9年9月までは41万円、9年10月は44万円に訂正することが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月10日から37年2月11日までの期間及び37年2月11日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を36年12月10日、資格喪失日に係る記録を37年2月11日、B株式会社における資格取得日に係る記録を37年2月11日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から37年8月まで

当時、C都道府県で働く運転手の募集があり、D都道府県から何人かまとまって働きに行った。最初はA株式会社に勤務したが、その後、宿舍の関係でB株式会社に移った。両社の経営者は、同じ人だったと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言及びE株式会社（A株式会社及びB株式会社の事業を継承）が保管する申立人のB株式会社における「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人が申立期間当時、A株式会社及びB株式会社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、D都道府県から一緒に働きに行っていた同僚8人全員に、A株式会社又はB株式会社での厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる上、これら同僚のうち取りまとめ役であった一人は、

「当時、会社の役員がD都道府県に来て運転手を募集しており、私が何人かまとめてC都道府県に連れて行った。申立人も一緒だった。」と証言している。

さらに、E株式会社から提出された申立人のB株式会社における「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、備考欄に「A株式会社より転勤」との記載がある上に、申立人がB株式会社において、昭和37年2月11日付けで、F健康保険組合の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、E株式会社では、「当時、乗務員はすべて社会保険に加入させていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月10日から37年2月11日までの期間はA株式会社において、37年2月11日から同年6月1日までの期間はB株式会社において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚に係る上記決定通知書の記録、及び同僚の標準報酬月額に係る社会保険庁のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、申立期間において、社会保険事務所が保管するA株式会社及びB株式会社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対する資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年12月から37年1月までの期間及び37年2月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年6月1日以降の期間については、申立人の陳述内容及び当時の同僚の証言等から、申立人は、同年6月の中旬ごろには、次の職場で働いていたものと推認され、申立人が、当該期間において、B株式会社に勤務していた事実を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立ての事実を確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 58 年 9 月から 59 年 8 月まで

私は、申立期間①又は②のいずれかの期間において、A株式会社で主に運転手として勤務していた。厚生年金保険料が給料から控除されていた記憶があるので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①又は②のいずれかの期間において、A株式会社に勤務していた。厚生年金保険料が給料から控除されていた記憶がある。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人が同僚であったと記憶する者の厚生年金保険の加入記録が申立期間①当時に確認でき、その者は、「申立人と一緒に勤務していた。」と記憶していることから、申立人が申立期間①当時、A株式会社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立期間①当時の同僚から聴取しても、申立人がいつまでA株式会社に勤務していたかについては、具体的な証言が得られない。

また、申立期間①当時、厚生年金保険に加入している者の中から、二人について雇用保険の加入の有無を調査したところ、二人とも、厚生年金保険の加入期間と同じ期間について雇用保険に加入していることが確認できるが、申立人は、雇用保険についても加入記録が見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、昭和 56 年 4 月から 57 年 4 月までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格の取得者は 8 人確認できると

ころ、8人の中で、資格を取得した後に社会保険事務所において当初の資格取得年月日を遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正する処理がされている者が5人（当初の資格取得日の昭和56年11月1日を同年7月及び同年10月に遡<sup>そきゅう</sup>及している者が2人、当初の資格取得日の57年4月1日を56年9月及び同年10月に遡<sup>そきゅう</sup>及している者が3人）確認できる。このことから、A株式会社では申立期間①当時、一部の社員しか入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、他の社員については、入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと推認されることから、申立人は、事業主による厚生年金保険の加入手続がなされる前に退職したことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間①当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、社会保険庁の記録から、申立期間②当時、A株式会社において厚生年金保険の加入記録を確認できる複数の社員から聴取したが、申立人が勤務していたことを記憶している者はみられない。

また、申立期間②について、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、平成 12 年 3 月からの標準報酬月額が 36 万円となっているが、当時の各種控除後の報酬は 50 万円余りであり、実際の報酬に見合ったものとはなっていないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録により認められる。

また、社会保険庁の記録から、申立人の平成 12 年 3 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 14 年 1 月 29 日付けで、12 年 10 月から 14 年 1 月までの標準報酬月額については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 2 月 1 日）の後の平成 14 年 2 月 4 日付けで、それぞれ遡及した減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険事務所から呼出しを受けて出向き、標準報酬月額の訂正についての書類に押印した記憶がある。」と述べている上、同社から業務委託されていた社会保険労務士は、「当時、株式会社Aは厚生年金保険料の滞納があり、申立人同行して社会保険事務所に出向いた際、申立人は、標準報酬月額の遡及した減額訂正についての社会保険事務所からの提案に同意した。」と証言しており、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。